

花巻市就学前教育振興会議設置要綱

(設置)

第1条 花巻市就学前教育プログラム(令和6年4月1日改訂)に基づき、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校及び地域が連携して就学前教育の振興を図るため、花巻市就学前教育振興会議(以下「振興会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 振興会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 家庭における教育力の向上に関すること。
- (2) 保幼小の連続性を考慮した保育・教育の充実に関すること。
- (3) 地域における子育て支援体制の充実に関すること。
- (4) その他就学前教育の振興に関すること。

(組織)

第3条 振興会議は、次に掲げる者のうちから、委員20人以内をもって組織する。

- (1) 保育園の園長及び保護者代表
- (2) 幼稚園の園長及び保護者代表
- (3) 認定こども園の園長及び保護者代表
- (4) 小学校の校長及び保護者代表
- (5) 認可外保育施設等の施設長
- (6) 教育振興運動推進協議会代表

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、振興会議を代表し、会務を総括し、振興会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 振興会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、教育部就学前教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月8日から施行する。

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。